



身体障害者補助犬の受け入れについて

「身体障害者補助犬法」に基づき、当院では身体障害者補助犬（以下、「補助犬」という。）の同伴を受け入れております。外来受診等で補助犬を同伴する方が来院された場合は、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 「補助犬」とは

補助犬とは、特別な訓練を受けており、公共施設での同伴を認められている犬のことです。

盲導犬（ハーネス（胴輪）をつけています。）

目が不自由な人の歩行をサポートします。



介助犬（「介助犬」と書かれた表示をつけています。）

手足に障害のある人の日常生活活動をサポートします。



聴導犬（「聴導犬」と書かれた表示をつけています。）

耳が不自由な人に生活音を知らせる役割を担っています。



2.補助犬を同伴して来院される患者さんへ

補助犬を同伴して来院される場合、必要に応じて以下のことを確認させていただきます。

- ・身体障害者補助犬認定証（盲導犬の場合は使用者証）の有無
- ・身体障害者補助犬健康管理手帳の有無、及び予防接種の有無

原則として一般の来院者が立ち入ることができる区域は同伴可能ですが、下記の区域については同伴をお断りしておりますのでご了承ください。

手術室・器材室、I C U・H C U、血液浄化センター、外来化学療法室、無菌室、分娩室、内視鏡室、救急外来、血管造影室、M R I 撮影室、病室

待合室等で来院者から犬アレルギーを持っている方や犬を怖がる方がいる場合等は、当該来院者と補助犬との距離をあけるよう配慮させていただきます。

3.来院される患者さんへ（補助犬を見かけたら）

- ・ 補助犬は、適切な健康管理と予防対策を講じられた犬であり、補助犬ユーザーがきちんと行動管理していますので、他の患者さんに迷惑をかけるようなことはありません。
- ・ 補助犬は、家を出たらいつでも仕事ですので、触ったり声をかけたりするなどの気を引くことはせずに、そっと見守っていただきますようお願いいたします。
- ・ 犬のアレルギーがある方は、その旨を遠慮せず職員にお知らせ下さい。また、補助犬に関して何らかの問題がありましたら、お近くの職員にお申し出ください。

令和6年4月

国家公務員共済組合連合会 浜の町病院